

# 「食品衛生法第 58 条第 1 項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令案」に関する御意見の募集について

令和元年 9 月 30 日  
厚生労働省医薬・生活衛生局  
食品監視安全課  
消費者庁  
表示対策課

この度、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）において、食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）を回収した場合の届出制度（リコール制度）を導入することに伴い、同法による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 58 条の規定により、食品等の回収における食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合、営業者から都道府県知事への届出に必要な事項等を新たに定める予定です。

つきましては、別添の命令案の概要について、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、本件に関する御意見を以下の要領で募集いたします。皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

## 記

### 1 意見の提出方法

御意見をまとめ、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

#### (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

#### (2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課宛て

\* 封筒に「食品衛生法第 58 条第 1 項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令案について」と朱書きしてください。

#### (3) F A X の場合

F A X : 03-3503-7964

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課宛て

\* 表題に「食品衛生法第 58 条第 1 項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令案について」と明記してください。

### 2 意見の提出上の注意

提出される御意見は日本語に限ります。また、個人の方は氏名・住所・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名・所在地・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記載してください。提出していただいた御意見については、氏名（法人名）、住所（所在地）及び連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。また、連絡先については、頂いた御意見の内容に対する確認の連絡以外の用途では使用しません。

3 意見提出の締切日

令和元年 10 月 29 日（日）（郵送の場合同日必着）